

# 安城更生病院 共同利用規程

愛知県厚生農業協同組合連合会

安城更生病院 地域医療連携課

平成 22 年 04 月 01 日 制定

## 【目的】

第 1 条 この制度は安城更生病院（以下「当院」という。）が、有する施設・設備及び一部の医療機器を地域の医療機関の医療従事者に、診療・研修を目的とした利用（以下「共同利用」）に供し、地域の医療機関との連携推進並びに地域医療従事者の相互研鑽を図るために必要な事項を定める。

## 【利用対象者】

第 2 条 安城更生病院登録施設（以下「登録施設」）及び当院と医療連携を行っている医療機関等とする。

2 登録施設以外の者は一部の共同利用に限る。

## 【施設・設備】

第 3 条 当院における共同利用の範囲は次の通りとする。

- ・ 診療及び検査に必要な医療機器
- ・ 図書室の利用
- ・ 研修会及び症例検討会等への参加
- ・ 情報提供
- ・ 共同利用病床
- ・ 諸記録の閲覧

2 利用に関する詳細については別に定めるものとする。

## 【担当者】

第 4 条 共同利用に関しては、当院「地域医療連携課」に担当者をおく。

2 共同利用に関する責任者は地域連携部長とする。

## 【その他】

第 5 条 共同利用に必要な事項は、安城更生病院「地域医療支援病院運営協議会」にて協議の上、当院の院長が決定する。

## （付則）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。